



平成 20 年 7 月 22 日

各 位

会 社 名 真柄建設株式会社  
代 表 者 名 取締役社長 奥村 弘一  
〔コード番号 1839〕  
〔東証・大証 各第一部〕  
問 合 せ 先 代表取締役専務取締役 山口 公和  
(TEL 076-231-1266)

### 民事再生手続申立に伴う資本政策の実施の中止について

弊社は、平成 20 年 7 月 5 日付けで民事再生手続開始を大阪地方裁判所に申立、直ちに同裁判所から保全処分命令と監督命令が発せられ、平成 20 年 7 月 14 日には、同裁判所より再生手続開始の決定を受けました。これに伴い、平成 20 年 5 月 26 日付けの『『新中期経営計画』に基づく資本政策の概要について』、並びに平成 20 年 6 月 19 日付けの「資本金の額の減少、株式併合及び単元株式数の変更、A 種優先株式及び B 種優先株式の内容の変更、並びに第三者割当による C 種優先株式の発行に関するお知らせ」において発表しました一連の弊社の資本政策の実施については、中止させて頂くこととなりましたのでお知らせいたします。

皆様には、多大なご迷惑をおかけいたしましたことを重ねてお詫び申し上げますとともに、今後の弊社の再建に格別のご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

#### 【中止とした主な資本政策の概略】

1. A 種優先株式及び B 種優先株式の 10 株から 1 株への併合並びに各単元株式数の 1,000 株から 100 株への変更
2. 普通株式の 10 株から 1 株への併合及び単元株式数の 1,000 株から 100 株への変更
3. 資本金の額 6,932,156,989 円のうち、90%の減少
4. 総額 40 億円の C 種優先株式の発行
5. A 種優先株式及び B 種優先株式の内容の変更

以 上